

申告書は郵送で提出できます！



必要な書類を返信用封筒に入れて、送付してください。

郵送で申告する際の必要書類について

- ① 申告書(押印、電話番号の記入を忘れずに)
- ② 個人番号確認書類 … マイナンバーカード(裏面)や通知カードなどの写し
- ③ 身元確認書類 … マイナンバーカード(表面)や運転免許証、障害者手帳などの写し
- ④ 営業・農業・不動産所得がある方 … 収支内訳書
- ⑤ ④以外の所得がある方 … 収入および必要経費が分かるもの
(源泉徴収票や個人年金の支払年金額のお知らせなど)
- ⑥ 各種控除を受ける方 … 控除内容がわかる書類の**原本**
(医療費の明細書と領収書の原本、各種保険料の支払証明書の原本など。ただし、障害者控除を受ける場合は、障害者手帳又は障がい者控除対象者認定書の写し)

※送付いただいた必要書類は5年間保管いたします。また、保管年数を過ぎた書類は処分いたしますのであらかじめご了承ください。

※控除について必要書類がない場合は、申告書に記入があっても適用とならない場合があります。

※必要書類に不足がある場合、後日提出していただく場合があります。

◎申告後に必要書類の返却を希望される方へ

○郵送で返却を希望される方

返信用封筒(住所・氏名記載の上、重量分の切手を貼ったもの)を申告書郵送時に同封してください。

※申告内容の確認等で返却までにお時間をいただきますので、あらかじめご了承ください。
(3月下旬頃を目安に返却する予定です。)

○税務課窓口にて返却を希望される方

税務課市民税係まで事前にご連絡の上、お越しください。

◎医療費控除の適用を受ける場合の注意点

○以下の書類を必ず添付してください。

- ・医療費の明細書
- ・医療費の領収書又は医療費通知(健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」等)

※領収書等の添付がない場合は、明細書の内容確認のため、領収書等の提示又は提出を求める場合があります。領収書等はご自宅等で5年間保存してください。

○保険金などによる補てん金があった場合は、その金額がわかる資料

○セルフメディケーション税制(医療費控除の特例)を受ける場合は、「一定の取組を行ったことを明らかにする書類」

申告書の問い合わせ・郵送先

〒998-8790 山形県酒田市本町二丁目2番45号 酒田市役所 税務課市民税係
Tel. 0234-26-5712・5713・5714